スマートニュース株式会社
定　　款

2012年 6月 11日　作成
2012年 6月 13日　公証人認証
2012年 6月 15日　会社成立
2013年 4月 15日　改訂
2013年 7月 24日　改訂
2014年 2月 12日　改訂
2014年 6月 18日　改訂
2014年 6月 27日　改訂
2014年 11月 7日　改訂
2014年 12月 19日　改訂
2015年 2月 23日　改訂
2015年 8月 25日　改訂
2016年 2月 24日　改訂
2018年 6月 14日　改訂
2019年 7月 8日　改訂
2020年 3月 24日　改訂
2020年 10月 20日　改訂
2021年 5月 13日　改訂
2021年 6月 22日　改訂
2021年 8月 17日　改訂
2021年 11月 18日　改訂
2022年 2月 17日　改訂
2023年 6月 23日　改訂
2023年 11月 22日　改訂
2024年 3月 22日　改訂
2024年 9月 1日　改訂
2025年 3月 27日　改訂
2026年 10月 30日　改訂

第1章　総則

（商号）

第1条　当会社は、スマートニュース株式会社と称し、英文でこれを表すときは、SmartNews, Inc.とする。

（目的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット上における情報サービス、ソフトウェア、ウェブサイト、デジタルコンテンツ及びビジネスモデルに関する企画、調査、設計、開発、販売、賃貸及び保守
2. インターネットコンテンツ及びコンピュータシステムの企画、開発、制作、販売、販売代理及び運用
3. 広告の企画、制作及び広告代理業務
4. 各種マーケティング業務
5. ゲームソフトウェアの企画、開発及び販売
6. 各種商品の企画、デザイン、製作及び販売業務
7. 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理
8. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸及び運用並びにこれらの代理業
9. 出版物の企画、制作、販売及び仲介
10. 投資業
11. 有料職業紹介事業
12. 前各号の市場、商品、及び技術に関する企画、調査、及び開発業務
13. 前各号に関するコンサルティング業務
14. 前各号に付帯する一切の業務

（編成・編集の独立等）

第3条　当会社は、良質な情報空間の創出のため、当会社の定める規程に従い、情報の編成及び編集における経営からの独立性を保持するために必要な措置を講ずるとともに、情報流通における多様性及び信頼性の確保に努めるものとする。

2　当会社は、前項の趣旨を損なう方法により、収益の獲得を不当に優先してはならない。

（本店の所在地）

第4条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（公告の方法）

第5条　当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機関）

第6条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章　株式

（株式の譲渡制限）

第7条　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会（但し、当会社の株式について信託設定をするに際し、信託の受託者が当会社の株式を譲渡により取得する場合は、当会社の代表取締役社長）の承認を受けなければならない。

2　株主又は株式取得者が前項の承認を求める場合は、当会社所定の書面に当事者が記名押印して、これを当会社に提出しなければならない。

3　当会社が譲渡制限の付された株式の譲渡承認請求を受けてこれを承認しない場合、取締役会において対象株式の全部又は一部を買い取る者を指定することができる。

（発行可能株式総数）

第8条　当会社の発行可能株式総数は 123,915,000 株とする。

（単元株式数）

第9条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第10条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己株式の取得）

第11条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第13条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第14条　当会社は、毎事業年度の末日を基準日とし、基準日現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2　前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、

一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章　株主総会

（招集）

第15条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 か月以内に、これを招集する。臨時株主総会は、必要に応じて、随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第16条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会が定める取締役がこれを招集し、議長となる。

2　前項に定める取締役に事故あるときは、取締役会の決議をもって定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条　当会社の株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）

第19条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議事録）

第20条　株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第21条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任の方法)

第22条　当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2　取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第23条　取締役の任期は選任後 1 年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役・役付取締役)

第24条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を置き、取締役会長 1 名を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条　取締役会は、取締役会の決議に基づき取締役会が定める取締役がこれを招集し、議長となる。

2　前項に定める取締役に事故あるときは、取締役会の決議をもって定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条　取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条　取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第30条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条の規定により、業務執行取締役等以外の取締役との間に、同法第 423 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第31条　当会社の監査役は、4 名以内とする。

（選任の方法）

第32条　当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（任期）

第33条　監査役の任期は選任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

3　補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

（常勤監査役）

第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

2　監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会議事録）

第37条　監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第38条　当会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「監査役会規程」による。

（監査役の報酬等）

第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

（監査役の責任免除）

第40条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条の規定により、監査役との間に、同法第 423 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第41条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第42条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第43条　会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役社長が定める。

第7章　計算

（事業年度）

第44条　当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月末日までの年 1 期とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第45条　当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第46条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2　当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

3　前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（剰余金の除斥期間）

第47条　配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2　未払の配当金には利息はつけない。

第8章　附則

（定款に定めのない事項）

第48条　この定款に定めのない事項については、全て会社法その他の法令の定めるとこ

ろによる。

（経過措置①）

第49条　第 19 条（電子提供措置等）は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、第 19 条（電子提供措置等）の効力発生後、本条は削除する。

（経過措置②）

第50条　定款第 7 条（株式の譲渡制限）の削除については、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、定款第 7 条（株式の譲渡制限）の削除の効力発生後、本条は削除する。

以上は当会社の現行定款である。

2026 年 10 月 30 日

東京都渋谷区神宮前六丁目 25 番 16 号
スマートニュース株式会社

代表取締役社長　浜本　階生